

桂春院
けいしゅんいん

四棟 (指定)

京都市右京区花園寺ノ中町

宗教法人 桂春院

本堂 (一棟) 桁行一三・一メートル、梁行一二・〇メートル、背面及び

西面突出部附属、一重、入母屋造、棧瓦葺

附 大玄関 一棟

桁行二間、梁行一間、一重、両端唐破風造、本瓦葺

庫裏 (一棟) 桁行北面一三・〇メートル、南面一〇・九メートル、梁行

正面一五・五メートル、背面一四・五メートル、一重、切妻造、妻入、南面本堂間廊下棟及び小玄関附属、棧瓦葺

書院 (二棟) 桁行七・二メートル、梁行西面七・〇メートル、東面七・七

メートル、一重、東面切妻造、西面庫裏に接続、東面庇付、棧瓦葺

表門 (二棟) 一間薬医門、棧瓦葺

建立年代 本堂 慶長年間(一五九六—一六一五)

庫裏 江戸時代中期

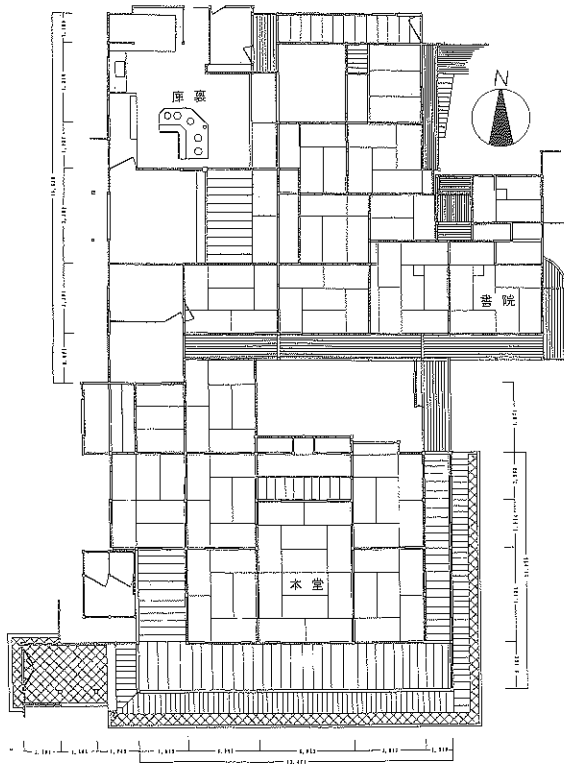
書院 江戸時代前期

表門 慶長年間(一五九六—一六一五)

桂春院は、妙心寺境内の東北隅に位置する東海派の山内塔頭寺院である。当寺に伝わる諸文書等によると、当地は慶長三年(一五九八)に見性院の寺地として定められた所であり、寛永九年(一六三二)に石川老岐守貞政が、亡父木工衛尉光政の五〇年忌の追善供養を見性院で行った際に、両親の法名「天仙守桂大禅定門」と「裳陰妙春大姉」から桂と春の二字を選び、院号を桂春院に改めたのに始まるとする。

本堂は、六間取方丈形式で南面し、西側に大玄関を備える。正面及び西面

南半部は一間幅の吹放広縁を設けるが、東面は半間幅の入側縁とし、正面と東面には落縁が付く。本堂南側及び東側は先下がり地形となっており、前面に折矩状に庭園が広がっている。この庭園は、桂春院が創建された寛永期のものと考えられており、国の名勝庭園に指定されている。内部は一二畳の室中とその奥の仏間を中心にして、左右に六畳間が前後に並ぶ。この六畳間は室中と室境が一間食い違う間取りとなる。西側後室の西には六畳間が張出して附属する。東側後室北面には幅一間の奥行の浅い床の間を設け、床脇半間を壁とするが、その他の各室外廻りは西面張出し六畳間を除き、各柱間とも舞良戸内側明障子建てとする。室境は襖で仕切るが、室中と左右前室境上部は竹の節欄間として内法上を開放し、三室通しの猿頬天井を張る。仏間は前方半間通を板間としその奥半間通を供物壇、さらにその奥を奥行き半間弱の仏壇とする。室中と仏間との室境は金碧の襖を建て、上部は箴欄間とする。広縁は鏡天井を張り、南側東端は杉戸で閉ざすが、西側境は開放として上部に竹の節欄間を装置する。



配置図

本堂の建立年代については、文書等によると寛永八年（一六三二）夏に完成したとあるが、様式等からみるとそれ以前に遡ると考えられ、前身である見性院の本堂として慶長年間（一五九六―一六一五）に建立されたものを再化したと考えられる。その後の変遷を知るものとして、当院に寛保二年（一七四二）の建物絵図が所蔵されている。絵図と現状平面を比較すると、室中は奥行を二間半（現状は三間）とし、その奥に半間幅の仏間を設ける。仏間背後一間通りは東に三畳敷、その西半間は東西に二分して東は三畳敷に附属する物入、西は西室に面した床の間があったことが判明する。なお、屋根は明治期にこけら葺から棧瓦葺に改めている。

小規模であるが、慶長期の形態を残す貴重な遺構である。また、室中と左右間とが食い違う平面は、禅院客殿建築の中では類例がみられないものである。なお、狩野山雪筆とされる障壁画は、京都市指定有形文化財となっている。

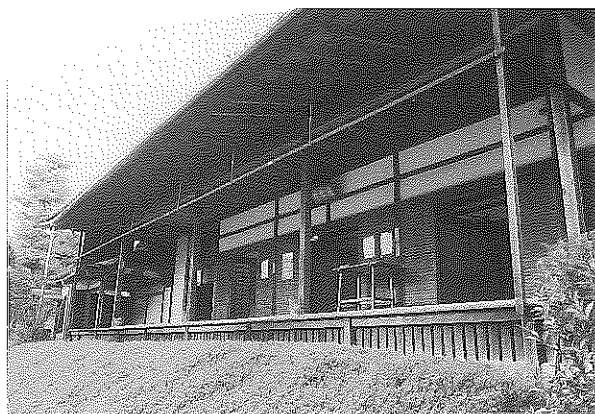
庫裏は、客殿の北側に建ち、東側に書院が続く。西を正面とし、本堂とは小玄関と本堂間廊下棟（現在六畳間）によって接続されている。前三間半は棟下に幅二間の広敷と広敷庭、その左手に台所、右手に七畳半間と六畳間を配し、畳の間以外は小屋組まで吹き抜けとする。背後には棟通りを境にして、南側に二室、北側に四室を配している。

建立年代についての記録はなく明らかでないが、軸部や小屋組の一部の材は古い様式をもっており、近世初期に遡る可能性もある。しかし、後世の改造が大きく当初の形態に復するのは困難である。近世初期の部材を一部使用するが、江戸時代中期頃に改造され、現況の形式になったと考えられる。

正面外観は組物などを一切用いず、柱・妻梁・束・貫だけで構成されている。妙心寺山内でも虹梁・海老虹梁・斗拱などを用いない正面構成をとる庫裏が数件見受けられる。また、慶長八年（一六〇三）建立の東福寺竜吟庵庫裏（国指定重要文化財）も同種の構成をもつなど、近世初期には禅院庫裏の型の一つとして定着していたことが知られる。その他、広敷と大廊下との中間に六畳間が介在して、直結していない点も特徴である。



書院



本堂



表門



庫裏

書院は、庫裏の東側に接しており、七畳の上の間と六畳の次の間からなる。上の間の北側東寄りには一畳の床の間を設け、西寄りは茶室とつながる。西側の下の間との室境は襖四枚建てとし、東及び南側は腰高障子を建て、外側に雨戸を引く。下の間は南側の東半間程を土壁とし、その西には差鴨居を渡して引違いの腰高障子を建てる。西側には南寄り一間半に巾の狭い板畳を入れ、北寄りには床状の壇を設けている。天井は、南一間を棹縁天井とするが、北寄り半間は垂れ壁を設けて化粧屋根裏天井とする。

建立年代について、文書等では寛永八年（一六三二）の本堂再興の際に、石川貞政の江州居館あるいは長浜城から移して造立したとある。また、当院所蔵の『桂春院建立以来曆年事实覚書』（寛保二年）では書院の障壁画（現存せず）を狩野山雪としていることから、山雪没年の慶安四年（一六五二）以前の建立であると考えられ、江戸時代前期と推定される。

書院上の間北側に接する茶室は「既白軒」と称する三畳茶室で、南側東寄りに床を設け、西寄りは板の間とし、西側には水屋を附属させる。藤村庸軒（一六二二—一六九九）好みの席といわれており、書院と同じく寛永八年（一六三二）に移築したと伝えられる。しかし寛保二年絵図と現状とがやや異なることから、茶室は江戸時代中期以降に改築したものと考えられる。

表門は、境内西方に西面して建つ。山内塔頭の表門としては一般的な形式の一間薬医門であるが、小型で裝飾も少なく簡素である。屋根は現在棧瓦葺であるが、当初はこけら葺であった可能性が高い。板葺の脚元が妙心寺塔頭表門に多い斜殺ぎ形であるが、猪の目は小さく古様を保っている。また、実肘木の繰形の形も良く、渦の線も細い。様式等からみると、本堂と同時期の慶長年間（一五九六—一六一五）に建立されたものであると考えられる。屋根を除き細部までほぼ当初の形式が良く保たれており、貴重である。

以上のように、桂春院は、慶長年間（一五九六—一六一五）建立と思われる本堂及び表門と、江戸時代中期に改造された庫裏、さらに江戸時代前期の書院といった塔頭寺院の主要な建物がよく残されており、近世初頭から中期にかけての禅宗塔頭建築を知る上で貴重な遺構である。（竹下 弘展）

西山神社

一棟（指定）

龜岡市畑野町千ヶ畑宮垣内
宗教法人 西山神社

本殿（一棟）四間社流造、正面軒唐破風、正面二カ所千鳥破風付、こけら葺

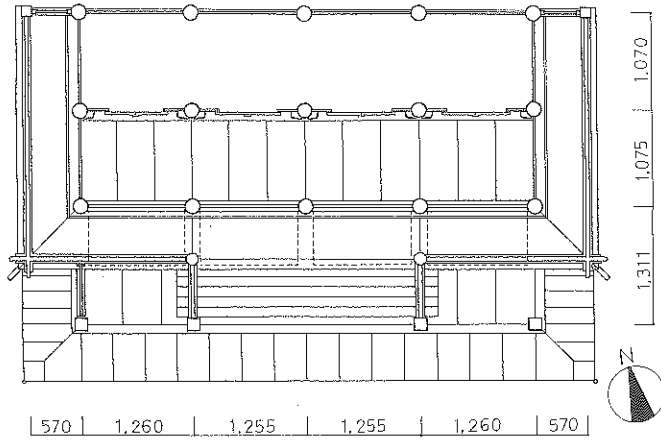
附 棟札 二枚

再興寶永元年龍集甲申九月七日上棟同十一日遷宮の記があるもの一
奉納御棟札寶永元年申ノ九月六日の記があるもの一
脇障子裏板 二枚
普賢菩薩、文殊菩薩 各一枚

建立年代 本殿 宝永元年（一七〇四）

西山神社は、龜岡市畑野町千ヶ畑に鎮座する。創建由緒については詳らかでないが、近隣の法常寺所蔵の宝永二年（一七〇五）『西山神社御造宮記録』の巻頭には、当社は千ヶ畑村の氏神で、天正一八年（一五九〇）に牛頭天王・良持天王・山神・聖御前の四社を再造營したとある。おそらく中世からこれら四神を祀る社が存在していたものと考えられる。なお、氏子の人達は、当社は昔から「祇園さん」をお祀りしていると信じており、神紋には八坂神社と同じものを用いている。

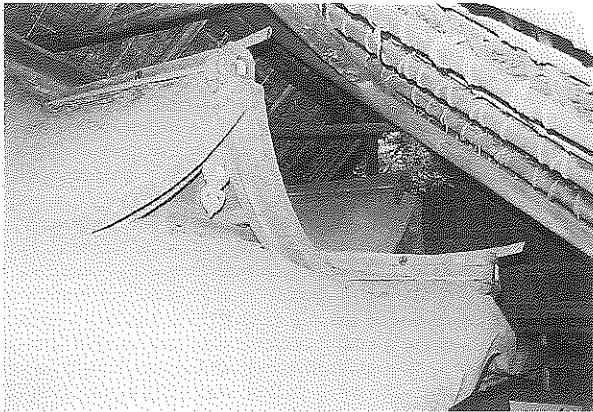
神社は、旧篠山街道沿いにあり、千ヶ畑集落の西手に位置する。境内は南北に細長く、参道入口の南端から本殿の鎮座する北端まで、雛壇状に四段構成となっている。参道入口には石燈籠や石鳥居が配され、二段目に拝殿が、三段目に八幡神社及び大神宮社が、そして四段目に覆屋によつて保護された本殿が建つ。覆屋内には本殿のほか、皇大神宮、藪田大明神、北國大明神、蘇民蔭来、神武天皇を祀る五棟の小社が建つ。現在の本殿は、先述の『西山



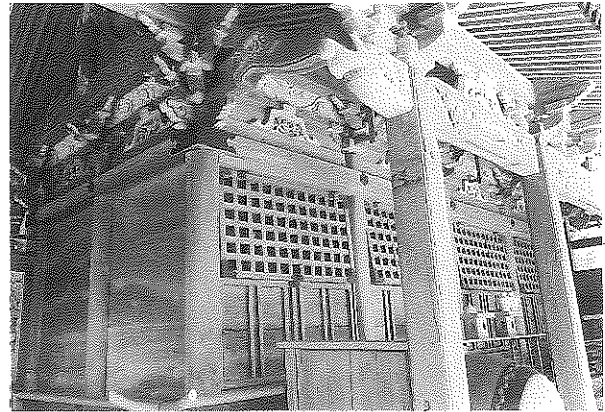
本殿平面図

神社御造営記録』よりその造営経緯が判明する。それによると、天正一八年（一五九〇）二月に再造営した本殿が老朽化し、雨霜が御神体を冒すまでになったので、千ヶ畑・広野両村の氏子達は新しい本殿の造営を計画したが、造営費用を用意することが困難であった。そのため、森の雑木を伐採し、頼母子講を企画し、富裕な氏子がより多く寄進をすることで造営費用を捻出し、ついに元禄一六年（一七〇三）九月二十九日に初杣山入、宝永元年（一七〇四）五月六日に新初、七月六日に柱立、九月一日に遷宮された、ということである。また、『西山神社御造営記録』及び棟札より、大工は播州三木郡中島の坂井市右衛門、絵師は広野村の福井治兵衛、屋根葺師は播州嶋下郡安威の吉田加兵衛、清右衛門、善右衛門、庄左右衛門であることが判明する。

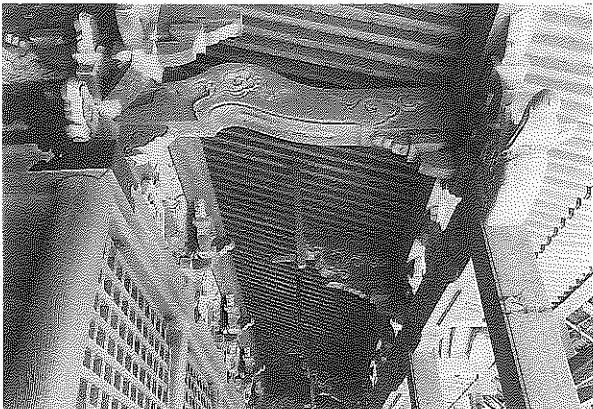
本殿は四間社流造、正面軒唐破風、正面二カ所千鳥破風付、こけら葺の建



本殿屋根



本殿全景



本殿向拝繫部分



本殿妻飾

物であり、正面向かって左より山神・牛頭天王（主祭神）・良持天王・聖御前の四神を祀る。身舎は内陣・外陣に分け、ともに拭板敷の一室とする。身舎の正・側面三方には高欄付きの樽縁を廻し、正面に木階五級を据え、浜床・浜縁を張る。向拝は中央の柱一本を抜き、全体で柱間三間とする。身舎は礎石上に丸柱を建て、二段の縁長押（ただし背面側は長押を廻さずに足固貫のみとする）、内法長押、頭貫等で通し固める。組物は出組とし、一面に雲紋の彫刻を付けた板支輪を四面にまわす。向拝は面取角柱を建て、頂部に虹梁形頭貫を入れる。柱上に枳肘木を組み、両端のみ連三斗とする。身舎と向拝とは両端二カ所を海老虹梁で繋ぎ、内側の柱筋には手挟を置く。身舎の正・側面の三面に葦股を飾るが、背面は絵画で葦股を表現するのみとする。妻は出組で虹梁を一手もちだし、その上に大瓶束をたて、左右に大きく脚を開いた笈形を付ける。

なお、脇障子裏板には極彩色で彩られた普賢菩薩と文殊菩薩の仏画が描かれていたが、明治期の廃仏毀釈の際に洗いがかけられたと考えられ、現在は判別しがたいものとなっている。極彩色の痕跡は、その他向拝や軒唐破風等にも部分的に残る。

亀岡市内の近世神社本殿建築には、京都に近接する地域としての保守的・伝統的技法と、山陰道沿いの地域としての装飾的技法とが混在している。このうち、装飾的技法を持ち込んだのは播磨の大工たちであった。当建物は、播磨大工のうちでも出稼ぎ大工として各地に名を残している三木大工が造立している。当本殿を造営した坂井市右衛門もそのような一人と考えられ、法常寺勅使門（正徳六年）の建立にも携わっている。

背面側を簡略化しているが、建物全体としては丁寧に洗練された意匠となっている。『西山神社御造営記録』及び棟札により、その造営経緯・造営費用及び造営大工等が判明しており、覆屋内にあることから保存状況も良好である。形式的にあまり例のない四間社流造本殿であり、近世中期の神社本殿遺構として大変貴重である。

（竹下 弘展）

尾藤家住宅

八棟（指定）

与謝郡加悦町字加悦
尾藤武四郎 他四名

主 屋

（二棟）桁行二・八メートル、梁行南面七・九メートル、北面八・九メートル、一部二階建、切妻造、四面庇付、棧瓦葺

奥座敷棟

（二棟）桁行七・〇メートル、梁行四・九メートル、二階建、東面入母屋造、西面切妻造、東面庇付、棧瓦葺

附

雪隠 一棟

内 蔵

（二棟）土蔵造、桁行六・三メートル、梁行四・七メートル、二階建、両下造、棧瓦葺

新座敷棟

（二棟）桁行八・四メートル、梁行六・一メートル、二階建、半切妻造、棧瓦葺

附

浴室 一棟

桁行三・三メートル、梁行二・三メートル、一重、入母屋造、棧瓦葺

便所 一棟

雑 蔵

桁行二・四メートル、梁行二・三メートル、一重、切妻造、棧瓦葺

新 蔵

（二棟）土蔵造、桁行六・四メートル、梁行四・五メートル、二階建、両下造、棧瓦葺

米 蔵

（二棟）土蔵造、桁行五・九メートル、梁行五・四メートル、二階建、切妻造、棧瓦葺

奥 蔵

（二棟）土蔵造、桁行一〇・九メートル、梁行七・五メートル、二階建、切妻造、棧瓦葺